

建築物編（基本的考え方）

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

◆新旧対照表

ページ	新	ページ	旧
P2～3	(現行のとおり)	P24～25	(略)
P4・6～9	<p>5 整備の対象範囲について</p> <p>(1) 整備基準の適用範囲 (現行のとおり)</p> <p>(2) 建築物による整備基準の適用範囲の違い 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物と特定多数の者が利用する建築物とで利用者が異なるため、遵守基準と努力基準の適用範囲が異なる。</p> <p>① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される <u>(※)</u>。したがって、倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されない。 努力基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分に加え、不特定少数の者が利用する部分や特定多数の者が利用する部分にも適用される。したがって、多数の従業員が利用する部分等にも適用される。</p> <p><u>※ 宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても、遵守基準が適用される。</u></p>	P26・28～31	<p>5 整備の対象範囲について</p> <p>(1) 整備基準の適用範囲 (略)</p> <p>(2) 建築物による整備基準の適用範囲の違い 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物と特定多数の者が利用する建築物とで利用者が異なるため、遵守基準と努力基準の適用範囲が異なる。</p> <p>① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される。したがって、倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されない。 努力基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分に加え、不特定少数の者が利用する部分や特定多数の者が利用する部分にも適用される。したがって、多数の従業員が利用する部分や<u>不特定少数の者が利用する宿泊施設の一般客室に至る廊下等の部分</u>にも適用される。</p>

建築物編（基本的考え方）

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

<p>② 特定多数の者が利用する建築物 (現行のとおり)</p> <p>(3) 整備基準の対象 (現行のとおり)</p> <p>① 一般基準 (現行のとおり)</p> <p>② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路</p> <p><u>(ア) 移動等円滑化経路等</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定</p> <p><u>(イ) 特定経路等</u> 共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定</p> <p><u>(ウ) 宿泊者特定経路</u> 宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定</p> <p>(4) 遵守基準と努力基準の経路の設定の違い 移動等円滑化経路等、特定経路等は、遵守基準と努力基準でそれぞれ規定しているが、遵守基準より努力基準のほうが経路の範囲が広がっている。</p>	<p>② 特定多数の者が利用する建築物 (略)</p> <p>(3) 整備基準の対象 (略)</p> <p>① 一般基準 (略)</p> <p>② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路</p> <p><u>建築物において高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定（共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等と規定）し、それぞれ1以上を整備するよう整備基準を設けている。</u></p> <p>(4) 遵守基準と努力基準の経路の設定の違い 移動等円滑化経路等、特定経路等は、遵守基準と努力基準でそれぞれ規定しているが、遵守基準より努力基準のほうが経路の範囲が広がっている。</p>
---	---

建築物編（基本的考え方）

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

<p><u>なお、宿泊者特定経路は遵守基準のみで規定しており、努力基準では移動等円滑化経路等の規定が適用される。</u></p> <p>① 遵守基準の経路</p> <p>遵守基準では、移動等円滑化経路等として、「道又は公園、広場その他の空地（道等）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路」・「利用居室から車いす使用者用便房までの経路」・「利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路」・「公共用歩廊の経路」の4つを規定している。ただし、読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物については、利用居室は「多数の者が利用する居室」となる。</p> <p>また、共同住宅等の遵守基準では、特定経路として、道等から各住戸までの経路を規定している。</p> <p><u>さらに、宿泊施設の遵守基準では、宿泊者特定経路として、道等から各一般客室までの経路を規定している。</u></p> <p>② 努力基準の経路</p> <p>努力基準における移動等円滑化経路等は、遵守基準で「利用居室」となっていたものを、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）」として、経路を設定している。この「利用居室等」は、利用居室を含み、不特定少数の者が利用する<u>居室</u>や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分ではあるが居室ではない屋上・テラス・交通機関の出入口に通ずる部分などが該当する。また、不特定かつ</p>	<p>①遵守基準の経路</p> <p>遵守基準では、移動等円滑化経路等として、「道又は公園、広場その他の空地（道等）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路」・「利用居室から車いす使用者用便房までの経路」・「利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路」・「公共用歩廊の経路」の4つを規定している。ただし、読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物については、利用居室は「多数の者が利用する居室」となる。</p> <p>また、共同住宅等の遵守基準では、特定経路として、道等から各住戸までの経路を規定している。</p> <p>②努力基準の経路</p> <p>努力基準における移動等円滑化経路等は、遵守基準で「利用居室」となっていたものを、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）」として、経路を設定している。この「利用居室等」は、利用居室を含み、不特定少数の者が利用する<u>宿泊施設の一般客室</u>や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分ではあるが居室ではない屋上・テラス・交通機関の出入口に通ずる部分などが該当する。ま</p>
---	--

建築物編（基本的考え方）

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、従業員等が通常利用する特定多数の者が利用する居室も該当する。</p> <p>また、共同住宅等の努力基準では、道等から各住戸までの経路に加え、各住戸から車いす使用者用駐車施設までの経路を特定経路等として規定している。</p> <p>(5) 増築等の適用範囲（規則第 5 条第 3 項） (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② 道等から当該増築等に係る部分にある利用居室、<u>共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館の一般客室</u>までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p> <p>⑥ ⑤に掲げる駐車場に設けられる車いす使用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）<u>又はホテル</u></p>	<p>た、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、従業員等が通常利用する特定多数の者が利用する居室も該当する。</p> <p>また、共同住宅等の努力基準では、道等から各住戸までの経路に加え、各住戸から車いす使用者用駐車施設までの経路を特定経路等として規定している。</p> <p>(5) 増築等の適用範囲（規則第 5 条第 3 項） (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 道等から当該増築等に係る部分にある利用居室<u>又は共同住宅等の各住戸</u>までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ ⑤に掲げる駐車場に設けられる車いす使用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの 1 以</p>
---	---

建築物編（基本的考え方）

新：平成 30（2018）年度

旧：平成 26（2014）年度

	<p><u>又は旅館の一般客室</u>までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>（現行のとおり）</p>		<p>上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>（略）</p>
P5	<p>不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲 差し替え</p>	P27	<p>不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲 （略）</p>
P10	<p>6 複合施設の考え方 （現行のとおり）</p> <p>7 設計におけるその他の配慮 （現行のとおり）</p> <p>○整備基準の定めがない項目 建築物（共同住宅等以外）...⑱洗面所～<u>㉑店舗内の通路や座席</u></p>	P32	<p>6 複合施設の考え方 （略）</p> <p>7 設計におけるその他の配慮 （略）</p> <p>○整備基準の定めがない項目 建築物（共同住宅等以外）...⑱洗面所～<u>㉒床の滑り</u></p>
P11～19	<p>（現行のとおり）</p>	P33～39	<p>（略）</p>